

意見募集案件	北広島市住生活基本計画(第2次)策定について
担当課	建設部建設総務課 電話 011-372-3311 内線 4214

意見募集期間	令和7年1月6日(月) から 令和7年2月4日(火) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(建設総務課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島1月1日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・オンラインによる提出(市ホームページから提出) ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと <p>※住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。</p> <p>※市外にお住まいの方は、北広島市との関係を記入してください。(通勤・通学等)</p>
	<p>建設部建設総務課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-0840 電子メールアドレス: kensoumu@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和7年3月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 市民が住生活の豊かさを実感し、住み続けられる住まいやまちをつくるため、北広島市住生活基本計画(第2次)を策定します。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添「北広島市住生活基本計画(第2次)(案)」のとおり</p> <p>(3) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 北広島市の特徴や将来の動向、市民のニーズなどを踏まえ、今後の豊かな住生活を推進するためのガイドラインとして策定することで、市民が住生活の豊かさを実感し、住み続けられる住まいやまちづくりを目指します。</p>
対象となる政策等 の原案	別添「北広島市住生活基本計画(第2次)(案)」
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント後のスケジュール <p>令和7年3月に計画決定し、令和7年4月から計画期間開始</p>